

議案第70号

鳥取県条例等の一部改正について

次のおり鳥取県条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成29年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例等の一部を改正する条例

（鳥取県条例の一部改正）

第1条 鳥取県条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p>	<p>(住宅借入金等特別控除)</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する控除額を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(不動産取得税の課税標準の特例)</p>

(家庭的保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第77条の3 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

(居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第77条の4 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供さ

れていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

(事業所内保育事業の用に直接供する家屋に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第77条の5 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の3分の2に相当する額を価格から控除するものとする。

第134条の5 略

第134条の5 略

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第134条の5の2 法附則第12条の2の5第2項の規定の適用を受ける自動車取得税は、同項の規定により自動車の取得者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車取得税の額は、法附則第12条の2の5第3項の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第134条の9の2 法附則第12条の2の4の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同

(自動車取得税の課税標準の特例)

第134条の9の2 法附則第12条の2の5の規定の適用を受ける自動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がな

2 法附則第12条の2の3第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

いものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規

3 法附則第12条の2の3第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるもの取得（前項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規

4 法附則第12条の2の3第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の3第5項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の5第6項から第11項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定

定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車税の納税義務者等)

第135条 略

(自動車税の賦課徴収の特例)

第135条の2 法附則第12条の4第2項の規定の適用を受ける自動車税は、同項の規定により自動車の所有者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車税の額は、法附則第12条の4第3項の規定により算定される金額とする。

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自

の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(自動車税の納税義務者等)

第135条 略

(自動車税の課税免除)

第137条 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。ただし、第4号から第11号までに規定する自

自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動
(当該事業の用に供する施設の外の場所において訓練、就労又は実習を行うためものに限る。)の用に供するもの

ア～エ 略

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～オ 略

カ 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支

援に係る事業

キ・ク 略

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障

自動車にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(5) 略

(6) 次に掲げる事業を営む法人が所有する自動車でその事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

ア～エ 略

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車で専らその事業の用に供するもの（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア～オ 略

カ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2

項に規定する児童発達支援に係る事業

キ・ク 略

(8) 障がい者等（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高次脳機能障害（頭部外傷、脳血管障

害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。) その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。以下同じ。) を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入、成果品の搬出又は利用者の移動（当該小規模作業所の外の場所において作業を営むためのものに限る。）の用に供するもの

(9)～(11) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号

害等による脳の損傷の後遺症として生じる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害その他の認知障害をいう。) その他の障害があるために日常生活若しくは社会生活に制限を受ける者として知事が別に定めるもの又は難病として知事が指定する疾患にり患している者をいう。以下同じ。) を通所させ、障がい者等の能力に応じた作業訓練、生活指導等を行う施設（市町村が運営する施設及び社会福祉法第2条第1項の社会福祉事業の用に供する施設を除く。以下「小規模作業所」という。）を営む個人又は法人が所有する自動車で当該小規模作業所において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供するもの

(9)～(11) 略

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号

に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税

次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車(以下「天然ガス自動車等」という。)を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等

に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる自動車税以外の自動車税

次の表の通常税率の欄に定める額

(2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車(以下「天然ガス自動車等」という。)を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの(天然ガス自動車等

を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年
を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表
の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月
1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた
ものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率
の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項
に掲げる自動車を除く。)で平成28年4月1日から平成29年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29
年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

を除く。)に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年
を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表
の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成26年4月
1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた
ものに係る平成27年度分の自動車税及び同項に掲げる自動車
で平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新
規登録を受けたものに係る平成28年度分の自動車税 次の表
の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車(同条第3項
に掲げる自動車を除く。)で平成26年4月1日から平成27年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成27
年度分の自動車税及び同条第4項に規定する自動車(同条第
3項に掲げる自動車を除く。)で平成27年4月1日から平成28
年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成28
年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車で平成29年4月

1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車
で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車 (同条第5項
に掲げる自動車を除く。) で平成29年4月1日から平成30年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30
年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車 (同条第
5項に掲げる自動車を除く。) で平成30年4月1日から平成31
年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31
年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

自動車	通常	重課	最大	最小
	税率	税率	軽課 税率	軽課 税率

自動車	通常	重課	最大	最小
	税率	税率	軽課 税率	軽課 税率

略		略										
(3)	バス	イ	略									
(3)	バス	イ	(イ)	学校教育法第1条に規定する学校が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	に定め る額	に定め る額	に定め る額	に定め る額
	(3)	輪の小型自動車であるものを除く。)	自家用									

略		略										
(3)	バス	イ	略									
(3)	バス	イ	(イ)	学校教育法第1条に規定する学校又は <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する</u> <u>幼保連携型認定こども園</u> が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	ア(ア)	に定め る額	に定め る額	に定め る額	に定め る額
	(3)	輪の小型自動車であるものを除く。)	自家用									

は幼児の通学の用に用いるもの

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税にあっては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

(固定資産税の課税標準)

第160条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模償却資産の価額（法第349条の2、法第349条の3又は法第349条の3の4の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

(固定資産税の課税標準)

第160条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模償却資産の価額（法第349条の2又は法第349条の3の規定によって固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち、市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額とする。

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(納税証明書の交付の請求等) 第16条 略	(納税証明書の交付の請求等) 第16条 略
2 前項の請求により証明する事項は、次に掲げるものとする。	2 前項の請求により証明する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 略

(2) 県税に関する犯則事件について法第1章第16節第2款の規定による処分を受けたことがないこと。

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 不動産取得税は、不動産の取得（法第73条の2第2項から第7項まで、第11項及び第12項の規定により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。）に対し、当該不動産の取得者（同条第2項、第11項及び第12項の規定により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。）に課する。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登

(1) 略

(2) 県税に関する犯則事件について国税犯則取締法（明治33年法律第67号）の規定を準用して行われる処分を受けたことがないこと。

(不動産取得税の納税義務者等)

第76条 不動産取得税は、不動産の取得（法第73条の2第2項から第6項まで、第10項及び第11項の規定により取得とみなされるものを含む。以下この節において同じ。）に対し、当該不動産の取得者（同条第2項、第10項及び第11項の規定により取得者とみなされる者を含む。以下この節において同じ。）に課する。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 略

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初

録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。）
以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(狩猟税の税率)

第208条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同

項第9号に規定する扶養親族（以下この条において「同一生

計配偶者等」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) 略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、同一生計配偶者等に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 略

2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者等に該当する場合には、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

項第8号に規定する扶養親族（以下この条において「控除対

象配偶者等」という。）に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 11,000円

(3) 略

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないものうち、控除対象配偶者等に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円

(5) 略

2 狩猟者の登録を受ける者が、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要せず、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者の控除対象配偶者等に該当する場合には、当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項第1号及び第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(鳥取県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中目次の改正規定、鳥取県条例第134条の2から第134条の21までの改正規定、第134条の44を第135条とする改正規定、第135条を第135条の2とし、同条の次に1条を加える改正規定、第136条に1項を加える改正規定、第137条の3の次に14条を加える改正規定及び第138条の改正規定を次のように改める。

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第5節 略

第6節 ゴルフ場利用税（第125条—第134条の21）

第7節 略

目次

第1章 略

第2章 普通税

第1節～第5節 略

第6節 ゴルフ場利用税（第125条—第134条）

第6節の2 自動車取得税（第134条の2—第134条の21）

第6節の3 略

第8節 自動車税

第1款 通則 (第135条—第137条の3)

第2款 環境性能割 (第137条の4—第137条の16)

第3款 種別割 (第138条—第146条)

第9節 鉦区税 (第147条—第158条)

第10節 略

第3章・第4章 略

附則

第134条の2から第134条の21まで 削除

第7節 自動車税 (第134条の44—第146条)

第8節 鉦区税 (第147条—第153条)

第9節 削除

第10節 略

第3章・第4章 略

附則

(自動車取得税の納税義務者等)

第134条の2 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車 (自動車に付加して一体となっている物として法第113条第2項の施行令で定めるものを含む。) をいい、道路運送車両

法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち2輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他法第113条第2項の施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第134条の3 前条第1項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得

税を課する。

第134条の4 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第113条第

2項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この条にお
いて「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自

動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第

5項に規定する運行をいう。以下この条及び次条において同
じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該

販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該
自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を合

む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得
と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得

税を課する。

2 前項の場合において、当該販売業者等が、当該自動車につい
て、道路運送車両法第7条の規定による登録を受けたとき（当
該登録前に前条第1項の規定の適用がある自動車の売買がされ

たときを除く。）、同法第60条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

第134条の5 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得者と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第134条の5の2 法附則第12条の2の5第2項の規定の適用を受ける自動車取得税は、同項の規定により自動車の取得者とみなされる者に課する。

2 前項の自動車取得税の額は、法附則第12条の2の5第3項の規定により算定される金額とする。

(自動車取得税の非課税)

第134条の5の3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第

1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合には、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の課税免除)

第134条の6 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第3号及び第4号に

規定する自動車の取得にあつては、知事の承認を受けたものに
限る。

(1) 日本赤十字社が、救急業務、採血業務又はへき地巡回診
療のために専用する自動車

(2) 公的医療機関で地方公共団体及び日本赤十字社以外の者
が開設する病院又は診療所が救急業務又はへき地巡回診療の
ために専用する自動車

(3) 一般財団法人鳥取県交通安全協会が専ら交通安全の指導
及び普及宣伝の用に供する自動車

(4) 特定非営利活動法人が専ら特定非営利活動に係る事業の
用に供する自動車（当該特定非営利活動法人がその設立の日
から6月以内に無償で譲り受け、かつ、当該期間内に道路運
送車両法第7条又は第13条の規定による登録がされたものに
限る。）

(自動車取得税の減免)

第134条の7 知事は、第8条第1項の表の自動車取得税の項の右

欄に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、

規則で定めるところにより、自動車取得税を減免すること

ができる。ただし、第1号の場合において、既に同号に該当す

ることにより自動車取得税の減免を受けた者に対しては、当該

減免の対象となった自動車取得税に係る自動車の取得の日から

2年（当該自動車の取得が新車新規登録に係るものである場合

にあつては、3年）以内に行った当該身体障害者等のための新

たな自動車の取得に係る自動車取得税は、災害、盗難等により

故障、損壊又は滅失した自動車に代わる自動車の取得に係る場

合を除き、減免しないものとする。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者若しくは精神に障害を

有し歩行が困難な者（以下この条及び次条において「身体障

害者等」という。）又は身体障害者等と生計を一にする者が、

次のいずれかの自動車を取得した場合

ア 当該身体障害者等が運転する自動車（当該身体障害者等

が取得したものに限る。)

イ 当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために
その者と生計を一にする者が運転する自動車

ウ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等
及び18歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に
限る。）の通院、通所、通学又は生業のためにその者を常
時介護する者が運転する自動車

(2) 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認めら
れる自動車を取得した場合

(3) 専ら身体障害者等が運転するための構造の変更がなされ
た自動車で営業用のものを取得した場合

(自動車取得税の減免額)

第134条の8 前条の規定により減免する額は、次の各号に掲げる
区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当するもの 当該自動車の取得に係る

自動車取得税の全額又は250万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 前条第1号イ又はウに該当するもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 身体障害者等の通院、通所若しくは通学のために運転する回数が1週間に3回以上である場合又は身体障害者等の生業のために運転する場合 前号に定める額

イ 身体障害者等の通院、通所又は通学のために運転する回数が1週間に1回又は2回である場合 当該自動車の取得に係る自動車取得税の全額又は150万円に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額のいずれか低い額

(3) 前条第2号又は第3号に該当するもの 当該自動車の取得価額のうち構造の変更に要した金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額

(自動車取得税の課税標準)

第134条の9 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として法第118条第2項の総務省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

(1) 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で法第118条第2項第1号の施行令で定めるものである場合その他の特別の事情がある場合における自動車の取得で同号の施行令で定めるもの

(2) 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法（明治29年法律第89号）第553条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第1002条第1項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

(3) 第134条の4第1項又は第134条の5の規定により自動車

の取得があったものとみなされる場合における当該自動車の

取得

(自動車取得税の課税標準の特例)

第134条の9の2 法附則第12条の2の4の規定の適用を受ける自

動車取得税の課税標準は、同条の規定により算定される金額と
する。

(自動車取得税の税率)

第134条の10 自動車取得税の税率は、100分の3とする。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車(道路運送車両法第3条の軽自動車
を除く。)及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取

得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2
とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に規定するガソリン自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100

分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率

に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1

項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

（自動車取得税の免税点）

第134条の12 次の各号に掲げる自動車の取得のうち、取得価額が当該各号に定める額以下であるものに対しては、自動車取得税を課さない。

（1） 次号の自動車の取得以外の自動車の取得 15万円

（2） 平成30年3月31日までに行われた自動車の取得 50万円

(自動車取得税の徴収方法)

第134条の13 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第134条の14 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、
法第122条第1項の総務省令で定める様式によって、自動車取得税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を
知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しな
ければならない。

(1) 道路運送車両法第7条の規定による登録、同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）又は同法第97条の3の規定による届出がされる自動車に係る自動車取得 当該登録、検査又は届出の時

- (2) 道路運送車両法第13条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時）
- (3) 前2号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は法第122条第1項第3号の総務省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）又は同号の総務省令で定める日
- (4) 前3号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から15日を経過する日
- 2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、法第122条第2項の総務省令で定める様式によって、当該自動車の取得の事実に関し必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第134条の15 前条第1項の規定によって申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第129条第4項の規定による決定の通知があるまでは、前条第1項の規定によって申告納付することができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定によって申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第129条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第123条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならぬ。

(自動車取得税の納付の方法)

第134条の16 自動車取得税の納税義務者は、第134条の14第1項

又は前条の規定によって自動車取得税を納付する場合（法第131条の規定により当該自動車取得税額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによって鳥取県収入証紙の貼り付けに代えることができる。

（自動車取得税に係る不申告に関する過料）

第134条の16の2 自動車取得税の納税義務者が正当な理由がなく第134条の14第1項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合には、その

者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除に関する申告)

第134条の17 法第125条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る

自動車を移転した年月日

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に
関する申告等)

第134条の18 法第125条第2項の規定の適用を受けようとする者
は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定
に関する契約書の写しを添付して、第134条の14第1項の規定に
よる申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。

- (1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 自動車の登録番号又は車両番号
- (3) 譲渡担保財産の設定をした年月日
- (4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

2 法第125条第6項の規定による自動車取得税の還付を受けよう
とする者は、当該自動車取得税の年度及び税額並びに前条各号
に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければな
らない。

3 法第125条第2項の規定によって徴収の猶予を受けた者が同条

第1項の規定の適用がないことが明らかとなった場合には、その徴収猶予を取り消し、徴収猶予した徴収金を直ちに徴収する。

(自動車の返還があった場合の自動車取得税の還付又は納付義務

の免除の申請)

第134条の19 法第126条第1項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び

税額

(2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号

(4) 自動車を返還した年月日

(5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地

及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知)

第134条の20 法第129条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第132条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第133条第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第134条の21 前条の通知書を受理した申告納付すべき納税者は、不足税額（法第130条第1項に規定する不足税額をいう。）、過少申告加算金額（法第132条第1項に規定する過少申告加算金額をいう。）、不申告加算金額（同条第2項に規定する不申告加算金額をいう。）又は重加算金額（法第133条第1項及び第2項に規定する重加算金額をいう。）があるときは、それぞれ納付

書によってこれらを納付しなければならない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重
加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過
する日とする。

(用語)

第134条の44 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、

それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新車新規登録 法附則第12条の3第1項第1号に規定す
る新車新規登録をいう。

(2) 略

(3) 略

(用語)

第135条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ

ぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 環境性能割 法第145条第1号に規定する環境性能割をい
う。

(2) 種別割 法第145条第2号に規定する種別割をいう。

(3) 自動車 法第145条第3号に規定する自動車をいう。

(4) 新規登録 道路運送車両法第7条第1項に規定する新規
登録をいう。

(5) 略

(6) 略

(7) 天然ガス自動車 法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。

(8) 電力併用自動車 法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条の2 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自動車の所有者に種別割によって、それぞれ課する。

(4) 天然ガス自動車 専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(5) 電力併用自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものを動力源として用いるものうち、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法附則第12条の3第1項の総務省令で定めるものをいう。

(自動車税の納税義務者等)

第135条 自動車税は、自動車（軽自動車税の課税客体である自動車その他の法第145条第1項の施行令で定める自動車を除く。以下この節において同じ。）に対し、その所有者（所有者が法第146条第1項の規定によって自動車税を課することができないもの

である場合には、その所有者以外の使用者)に課する。

- 2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。

(自動車税の賦課徴収の特例)

第135条の2 法附則第12条の4第2項の規定の適用を受ける自動車税は、同項の規定により自動車の所有者とみなされる者に課する。

- 2 前項の自動車税の額は、法附則第12条の4第3項の規定により算定される金額とする。

- 2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取
得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車
販売業者その他法第146条第2項の施行令で定める者を含まない
ものとする。

- 3 自動車の所有者が法第148条第1項の規定により種別割を課す
ることができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は
公共の用に供する自動車については、この限りでない。

(自動車税のみなす課税)

第135条の3 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有

権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、

買主を前条第1項に規定する自動車の取得者（以下この節にお

いて「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみな

して、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、

買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取

得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は法第146条第2項の施行

令で定める自動車の取得をした者（以下この項において「販売

業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はそ

の販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定

する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するた

め取得した自動車について、当該販売業者等が新規登録を受け

た場合（当該新規登録前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等が自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を法の施行地外から県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の非課税）

第136条 略

（自動車税の非課税）

第136条 略

（環境性能割の課税標準）

第137条の4 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常する価額として法第156条の総務省令で定めるところにより算定した金額（第137条の7において「通常の取得価額」という。）とする。

(環境性能割の税率)

第137条の5 法第157条第1項（同条第4項において準用する場合

を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率

は、100分の1とする。

2 法第157条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）

に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）

に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

3 前2項の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課

する環境性能割の税率は、100分の3とする。

(環境性能割の税率の特例)

第137条の6 営業用の自動車に対する前条の規定の適用について

は、当分の間、同条第1項中「100分の1」とあるのは「100分

の0.5」と、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」

と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とす

る。

(環境性能割の免税点)

第137条の7 通常の取得価額が50万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収方法)

第137条の8 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第137条の9 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の総務省令で定める様式によって、環境性能割の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならな

い。

(1) 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時

(2) 移転登録を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべ

き事由があった日から15日を経過する日（その日前に当該移

転登録を受けたときは、当該移転登録の時）

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法

第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき

自動車 当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経

過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の

時）

(4) 前3号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得

の日から15日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この

項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める時又は日までに、法第160条第2項の総務省令で定め

る様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について

必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(環境性能割の期限後申告及び修正申告納付)

第137条の10 前条第1項の規定により申告書を提出すべき者は、

当該申告書の提出期限後においても、法第168条第4項の規定に

よる決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第168条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告

書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、法第

161条第2項の総務省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

(環境性能割の納付の方法)

第137条の11 環境性能割の納税義務者は、第137条の9第1項又は前条の規定により環境性能割を納付する場合（法第170条の規定により当該環境性能割に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第3条に規定する収入証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）を貼ってしなければならない。この場合には、証紙の額面金額に相当する金額の証紙代金収納計器による表示を受けること、又は証紙の額面金額に相当する現金を納付した後規則で定める納税済印を受けることによつて鳥取県収入証紙の貼付けに代えることができる。

(環境性能割に係る不申告に関する過料)

第137条の12 環境性能割の納税義務者が第137条の9の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申

告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情状により知事が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書で指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等に関する申告)

第137条の13 法第164条第1項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した

申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保権者から譲渡担保設定者に当該担保財産に係る

自動車を移転した年月日

2 法第164条第2項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付して、第137条の9第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならぬ。

(1) 譲渡担保設定者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(2) 自動車の登録番号又は車両番号

(3) 譲渡担保財産の設定をした年月日

(4) 譲渡担保財産により担保された債権の弁済期限

3 法第164条第6項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならぬ。

(自動車の返還があった場合の環境性能割の納税義務の免除等の

申請)

第137条の14 法第165条第1項の規定の適用を受けようとする者

は、次に掲げる事項を記載した免除申請書に、当該自動車の性能が良好でないことその他同項の総務省令に定める理由により当該自動車を自動車販売業者に返還したことを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 免除を受けようとする環境性能割の年度及び税額

(2) 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

(3) 返還した自動車の登録番号又は車両番号

(4) 自動車を返還した年月日

(5) 自動車の返還を受けた自動車販売業者の住所又は所在地及び氏名又は名称

(6) その他知事が必要であると認める事項

2 法第165条第2項の規定による環境性能割の還付を受けようとする者は、当該環境性能割の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。
い。

(環境性能割に係る更正、決定等に関する通知)

第137条の15 法第168条第4項の規定による更正又は決定の通知、

法第170条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算

金額の決定の通知及び法第172条第5項の規定による重加算金額

の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。

(環境性能割に係る不足税額等の納付手続)

第137条の16 前条の通知を受けた者は、環境性能割に係る不足税

額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額がある

ときは、それぞれ納付書によってこれらを納付しなければならない

ない。

2 前項の不足税額、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重

加算金額に係る納期限は、前条の通知をした日から1月を経過

する日とする。

(種別割の税率)

第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる種別割以外の種別割 次の表の

通常税率の欄に定める額

- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(自動車税の税率)

第138条 自動車税の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる自動車税の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号から第7号までに掲げる自動車税以外の自動車税

次の表の通常税率の欄に定める額

- (2) ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車（以下「天然ガス自動車等」という。）を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 法第149条第1項第5号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額

(3) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税 次の表の重課税率の欄に定める額

(4) 法附則第12条の3第3項に掲げる自動車で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最大軽課税率の欄に定める額

(5) 法附則第12条の3第4項に規定する自動車（同条第3項に掲げる自動車を除く。）で平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成29年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

(6) 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車で平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた

ものに係る平成30年度分の自動車税及び同項に規定する自動車
で平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車
新規登録を受けたものに係る平成31年度分の自動車税 次の

表の最大軽課税率の欄に定める額

(7) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車 (同条第5項
に掲げる自動車を除く。) で平成29年4月1日から平成30年
3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成30
年度分の自動車税及び同条第6項に規定する自動車 (同条第
5項に掲げる自動車を除く。) で平成30年4月1日から平成31
年3月31日までの間に新車新規登録を受けたものに係る平成31

年度分の自動車税 次の表の最小軽課税率の欄に定める額

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに
掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る
自動車税の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1
年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる自動車税に

略

2 前項の表(2)アのaからiまで及び(2)イのaからiまでに
掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る
種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年
当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあっ

ては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

あつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる自動車税にあっては同表の重課税率の欄に定める額を、同項第4号又は第6号に掲げる自動車税にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号又は第7号に掲げる自動車税にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。

略

第4条 鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条中鳥取県税条例第54条の改正規定 平成29年4月

1日

(4) 第3条（前号に掲げる規定を除く。）及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定

平成31年10月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「31年新条例」という。）第40条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) 略

(3) 第3条及び第5条から第7条まで並びに次条、附則第4条、第5条及び第7条の規定 平成29年4月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「29年新条例」という。）第40条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に

開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 平成31年10月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県条例（以下「31年旧条例」という。）第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 平成31年10月1日前の自動車の取得に対して課する自動

開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 平成29年4月1日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第3条の規定による改正前の鳥取県条例（以下「29年旧条例」という。）第58条の2の規定の適用については、なお従前の例による。

2 第7条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第4条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第5条 平成29年4月1日前の自動車の取得に対して課する自動

車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第7条 31年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分
は、平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して課する
自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例第137条の2第1項ただし書の規定の適用について
は、31年旧条例第134条の7第1号に該当することにより自動車
取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車に
ついて、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。

3 31年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成
32年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平
成31年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第7条 29年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分
は、平成29年4月1日以後に取得された自動車に対して課する
自動車税の環境性能割について適用する。

2 29年新条例第137条の2第1項ただし書の規定の適用について
は、29年旧条例第134条の7第1号に該当することにより自動車
取得税の減免を受けた者は、当該減免の対象となった自動車に
ついて、自動車税の環境性能割の減免を受けたものとみなす。

3 29年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成
29年度分以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平
成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第5条 鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県税条例第134条の11の改正規定を次のように改める。

(自動車取得税の税率の特例)

第134条の11 営業用の自動車（道路運送車両法第3条の軽自動車を除く。）及び同条の軽自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、前条の規定にかかわらず、当分の間、100分の2とする。

2 法附則第12条の2の2第2項に掲げる自動車で初めて新規登録等（法附則第12条の2第2項に規定する新規登録等をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に

定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

3 法附則第12条の2の2第3項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

4 法附則第12条の2の2第4項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率

に100分の40を乗じて得た率とする。

5 法附則第12条の2の2第5項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

6 法附則第12条の2の2第6項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1

項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

7 法附則第12条の2の2第7項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

8 法附則第12条の2の2第8項に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、前条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1

項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(鳥取県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 鳥取県税条例の一部を改正する条例（平成25年鳥取県条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成31年10月1日</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第3条及び附則第4条の規定 <u>平成29年4月1日</u></p>

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、平成31年10月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を除く。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに同日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等（平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ並びに平成26年4月1日から平成31年9月30日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第4条 第3条の規定による改正後の鳥取県税条例第72条の規定は、平成29年4月1日以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等（消費税法第2条第1項第8号の2に規定する特定資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を除く。）及び特定課税仕入れ（同法第5条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下同じ。）並びに同日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等（平成27年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等については、特定資産の譲渡等を除く。）及び特定課税仕入れ並びに平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に保稅地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県条例第24条の3の改正規定並びに第4条及び第6条の規定 公布の日

(2) 第2条（次号に掲げる規定を除く。）及び第5条の規定 平成30年4月1日

(3) 第2条中鳥取県条例第208条の改正規定 平成31年1月1日

(納税証明書の交付の請求等に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「30年新条例」という。）の規定中納税証明書の交付の請求等に係る処分に関する部分は、平成30年4月1日以後にした行為に係る犯則事件の処分について適用し、同日前にした行為に係る犯則事件の処分については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第5条 30年新条例第76条の規定は、平成29年4月1日以後に新築された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第10条に規定する専有部分等（以下「専有部分等」という。）の平成30年4月1日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、平成29年4月1日前に新築された同条に規定する特定家屋（以下「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の平成30年4月1日前の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 30年新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成30年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、平成30年4月1日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第7条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（県が課する固定資産税に関する経過措置）

第8条 新条例の規定中県が課する固定資産税に関する規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の県が課する固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等に係る償却資産に対して県が課する固定資産税については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第9条 第193回国会において改正法が原案どおり成立しない場合における鳥取県条例の規定の適用に關し必要な事項その他この条例の施行に關し必要な経過措置は、規則で定める。